

公共的建築物に係る配慮指針新旧対照表

現 行		改正案			
1 5つの原則		1 5つの原則			
公平性	だれもが <u>同じように疎外感を感じずに</u> 利用でき、また、 <u>複数の利用方法を選択</u> できるようにする。	公平性	だれもが <u>同じように</u> 利用でき、また、 <u>個々のニーズに応じ</u> 複数の利用方法を選択できるようにする。		
[ 略 ]		[ 略 ]			
安全安心	防災、防犯に配慮し、 <u>安全かつ安心して</u> 利用できるようにする。	安全安心	防災、防犯に配慮し、 <u>かつ危険なく安心して</u> 利用できるようにする。		
身体への負担軽減	身体への負担が <u>少なく</u> 利用できるようにする。	身体への負担軽減	施設の利用にあたり、 <u>容易に使える</u> ようにする。		
快適性	施設の性格や利用状況等に応じて <u>ふさわしい機能</u> や意匠を採用し、 <u>快適に</u> 使えるようにする。	快適性	施設の性格や利用状況等に応じて <u>機能および意匠に</u> 配慮し、 <u>快適に</u> 使えるようにする。		
2 配慮指針		2 配慮指針			
2 出入口		2 出入口			
5つの原則	配慮指針	5つの原則	配慮指針		
A 公平性	1	聴覚障害に配慮し、表情や手話、口話が読み取れる明さを確保するよう配慮すること。	1	聴覚障害者の利用に配慮し、表情や手話、口話が読み取れる明さを確保するよう配慮すること。	
	2	視覚障害に配慮し、点字等により室名を表示するよう配慮すること。	2	視覚障害者の利用に配慮し、 <u>点字や文字の浮き彫り</u> 等により室名を表示するよう配慮すること。	
	3	施設名称や室名などは立位の大人、 <u>車いす</u> 使用者、弱視者等が見やすいように設置するよう配慮すること。	3	施設名称や室名などは立位の大人、 <u>車椅子</u> 使用者、弱視者等が見やすいように設置するよう配慮すること。	
B 分かりやすさ	1	扉部分を <u>鮮やかな彩色・デザイン</u> とするなど弱視者等が、 <u>扉とそ</u>	B 分かりやすさ	1	扉部分を <u>コントラスト(明度、色相または彩度の差)</u> のある彩

		の周辺の区別を、認識しやすくするよう配慮すること。			色・デザインとする等、弱視者等が、扉とその周辺の区別を、認識しやすくするよう配慮すること。
	2	室名などのサインは、 <u>大きな文字にする、色は背景とのコントラスト(明度・色相・彩度)をつけるなどにより、認識しやすくなるよう配慮すること。</u>		2	室名などのサインは、 <u>大きな文字で背景とのコントラストをつけることで、認識しやすくなるよう配慮すること。</u>
		[略]			[略]
	4	車いす使用者が利用できる出入口をわかりやすく案内するよう配慮すること。		4	車椅子使用者が利用できる出入口をわかりやすく案内するよう配慮すること。
		[略]			[略]
C 安全安心	1	扉の周辺に下り階段を設ける場合は、転落の危険がないよう十分なスペースの確保に配慮すること。	C 安全安心	1	戸の周辺に下り階段を設ける場合は、転落の危険がないよう十分なスペースの確保に配慮すること。
	2	扉の向こう側が認識しやすいよう扉に透過部分を設けるなど配慮すること。		2	戸の向こう側が認識しやすいよう戸に <u>ガラス等の透過部分</u> を設けるなど配慮すること。
	3	扉のガラスは、割れにくいガラスの選定に配慮すること。		3	戸のガラスは、割れにくいガラスの選定に配慮すること。
	4	防火戸は、下枠の段がないものとするなど、避難時に車いす使用者、高齢者、障害者等が利用しやすいものとするよう配慮すること。		4	防火戸は、下枠の段がないものとするなど、避難時に車椅子使用者、高齢者、障害者等が利用しやすいものとするよう配慮すること。
	5	衝突防止のため、扉を		5	衝突防止のため、戸を

		廊下のコーナー部から十分離すよう配慮すること。
	[略]	
D 身体への負担軽減	1	上吊り式の引き戸や、リニアモーターアシスト操作引き戸、引き込み戸、折り戸などを設置するよう配慮すること。
	2	上吊り式の引き戸など、床面に段差などが生じない構造の扉を用いるよう配慮すること。
	3	各居室の出入口において生じる敷居のわずかな段差は、角を丸く加工することで車いす使用者が通行しやすくなるよう配慮すること。
	4	玄関ホールに車いすを常備するよう配慮すること。
[略]		

3 廊下等 / 授乳場所等		
5つの原則	配慮指針	
A 公平性	1	聴覚障害に配慮し、表情や手話、口話が読み取れる明るさを確保するよう配慮すること。
	2	長い傾斜路の脇に昇降機を設置するよう配慮すること。
	[略]	
	4	授乳室は男性や複数

		廊下のコーナー部から十分離すよう配慮すること。
	[略]	
D 身体への負担軽減	1	上吊り式の引き戸や、リニアモーターアシスト操作引き戸など、小さな力で開閉できる戸にするよう配慮すること。
	2	上吊り式引き戸など、床面に段差などが生じない構造の戸を用いるよう配慮すること。
	3	各居室の出入口において生じる敷居のわずかな段差は、角を丸く加工することで車椅子使用者が通行しやすくなるよう配慮すること。
	4	玄関ホールに車椅子を常備するよう配慮すること。
[略]		

3 廊下等 / 授乳場所等		
5つの原則	配慮指針	
A 公平性	1	聴覚障害者の利用に配慮し、表情や手話、口話が読み取れる明るさを確保するよう配慮すること。
	2	階段の脇に昇降機を設置するよう配慮すること。
	[略]	
	4	授乳のできる場所は

		の親子の利用も考慮し、母乳を与えるスペースは別室とするか、または、プライバシー確保のためにカーテン等を設けるよう配慮すること。			男性や複数の親子の利用も考慮し、母乳を与えるスペースは別室とするか、または、プライバシー確保のためにカーテン等を設けるよう配慮すること。
	5	ベッドは車いす使用者も使えるような高さのものを併せて設けるよう配慮すること。		5	ベッドは車椅子使用者も使えるような高さのものを併せて設けるよう配慮すること。
B 分かりやすさ	1	床と壁の色のコントラストを <u>つけること</u> で、壁位置が認識しやすくなるよう配慮すること。	B 分かりやすさ	1	床と壁の色のコントラストを <u>つけ</u> 、壁位置が認識しやすくなるよう配慮すること。
		[略]			[略]
C 安全安心	1	車いす使用者同士が余裕をもってすれ違える有効幅員を確保するよう配慮すること。	C 安全安心	1	車椅子使用者同士が余裕をもってすれ違える有効幅員を確保するよう配慮すること。
		[略]			[略]
	6	授乳室は、 <u>安心して授乳できる空間となるよう配慮すること。</u>			[削る]
D 身体への負担軽減		[略]	D 身体への負担軽減		[略]
	3	床の表面は、 <u>グレア(ぎらつき)の生じない素材とするよう配慮すること。</u>		3	床の表面は、 <u>グレア(必要な照度が維持されていても、周囲との輝度対比で見えにくくなる現象)の生じない素材とするよう配慮すること。</u>
E 快適性		[略]	E 快適性		[略]
	2	授乳のためのスペースの周辺に荷物置場		2	授乳のできる場所の周辺に荷物置場を設

		を設けるよう配慮すること。
	3	授乳、保育等の子育てスペースに子ども用トイレを設置するよう配慮すること。
	4	授乳室を利用する際、同伴者が休憩できるように入口付近に休憩用椅子を設置するよう配慮すること。
	[ 略 ]	
	6	赤ちゃんに離乳食を与える際、赤ちゃんを座らせることができる高めのいすと保護者用のいすを設けるよう配慮すること。

		けるよう配慮すること。
	3	授乳、保育等の子育てスペースの <u>近く</u> に子ども用トイレを設置するよう配慮すること。
	4	授乳の <u>できる場所</u> を利用する際、同伴者が休憩できるように入口付近に休憩用椅子を設置するよう配慮すること。
	[ 略 ]	
	6	赤ちゃんに離乳食を与える際、赤ちゃんを座らせることができる高めの <u>椅子</u> と保護者用の <u>椅子</u> を設けるよう配慮すること。

4 階段		
5つの原則	配慮指針	
A 公平性	1	聴覚障害に配慮し、表情や手話、口話を読み取れる明るさを確保するよう配慮すること。
	[ 略 ]	
[ 略 ]		
C 安全安心	[ 略 ]	
	3	足下灯(突き出しのないもの)、非常用照明装置を設置するよう配慮すること。
	4	避難階段等には車いす使用者の一時避難スペースを確保するよう配慮すること。

4 階段		
5つの原則	配慮指針	
A 公平性	1	聴覚障害者の利用に配慮し、表情や手話、口話を読み取れる明るさを確保するよう配慮すること。
	[ 略 ]	
[ 略 ]		
C 安全安心	[ 略 ]	
	3	足元灯(突き出しのないもの)、非常用照明装置を設置するよう配慮すること。
	4	避難階段等には車椅子使用者の一時避難エリアを確保するよう配慮すること。

	5	手すり子形式とした場合、 <u>幼児の頭が入らない間隔にするよう配慮すること。</u>
D 身体への負担軽減	1	できるだけ <u>階段の勾配がゆるくなるよう配慮すること。</u>
	2	床の表面は、 <u>グレア(ぎらつき)の生じない素材とするよう配慮すること。</u>
[略]		

	5	<u>手すりを手すり子形式とした場合、幼児の頭が入らないように(手すり子の間:11cm以下)配慮すること。</u>
D 身体への負担軽減	1	できるだけ <u>階段の勾配がゆるくなるよう配慮すること。</u>
	2	床の表面は、 <u>グレア(必要な照度が維持されていても、周囲との輝度対比で見えにくくなる現象)の生じない素材とするよう配慮すること。</u>
[略]		

5 階段に代わり、またはこれに併設する傾斜路		
5つの原則		配慮指針
A 公平性	1	始点、終点には <u>点字表示を設けるよう配慮すること。</u>
	[略]	
B 分かりやすさ	1	建物の形状上等、 <u>やむを得ず設置位置が離れる場合は分かりやすく誘導を行うなど配慮すること。</u>
	[略]	
C 安全安心	1	<u>傾斜がある部分の下端に近接する踊場部分に点状ブロックを設けるよう配慮すること。</u>
	2	側壁に <u>車いすのフッ</u>

5 階段に代わり、またはこれに併設する傾斜路		
5つの原則		配慮指針
A 公平性	1	<u>傾斜路に設置する手すりの始点および終点には点字表示を設けるよう配慮すること。</u>
	[略]	
B 分かりやすさ	1	建物の形状上等により、 <u>やむを得ず階段と設置位置が離れる場合は、分かりやすく誘導を行うなど配慮すること。</u>
	[略]	
C 安全安心	[削る]	
	1	側壁に <u>車椅子のフッ</u>

		トレストあたりを設けるよう配慮すること。
D 身体への負担軽減	1	傾斜路が短くなるよう <u>床高を低くするよう</u> 配慮すること。
E 快適性	1	傾斜路は <u>人と車いす</u> がスムーズにすれ違える幅を確保するよう配慮すること。

		トレストあたりを設けるよう配慮すること。
D 身体への負担軽減	1	傾斜路が短くなるよう、 <u>勾配はできる限り</u> 緩やかにするよう配慮すること。
E 快適性	1	傾斜路は <u>歩行者と車椅子</u> がスムーズにすれ違える幅を確保するよう配慮すること。

6 エレベーター		
5つの原則		配慮指針
A 公平性	1	ボタンの文字は、周囲とのコントラストを大きく <u>したり</u> 、触ってわかる浮き彫り式とするよう配慮すること。
	[略]	
	4	大きいサイズの <u>車いす</u> を使用している人の乗降や、担架・ストレッチャーの運搬を考慮した奥行のエレベーターとするよう配慮すること。
B 分かりやすさ	[略]	
	2	到着したことがわかるよう、 <u>かご内</u> の照度を乗降ロビーより明るくするよう配慮すること。
	3	乗降ロビーと <u>かご</u> 床面において、高低差を感じさせない配色とするよう配慮すること。

6 エレベーター		
5つの原則		配慮指針
A 公平性	1	ボタンの文字は、周囲とのコントラストを大きく <u>し</u> 、触ってわかる浮き彫り式とするよう配慮すること。
	[略]	
	4	大きいサイズの <u>車椅子</u> を使用している人の乗降や、担架・ストレッチャーの運搬を考慮した奥行のエレベーターとするよう配慮すること。
B 分かりやすさ	[略]	
	2	到着したことがわかるよう、 <u>籠内</u> の照度を乗降ロビーより明るくするよう配慮すること。
	3	乗降ロビーと <u>籠</u> 床面において、高低差を感じさせない配色とするよう配慮すること。

	[略]	
C 安全安心	[略]	
	2	鏡は割れにくい鏡(ステンレス製または安全なガラス等)とし、鏡の下端は車いすフットレストあたりまでとするよう配慮すること。
	3	かごに車いすフットレストあたりを設置するよう配慮すること。
	[略]	
D 身体への負担軽減	1	手すりを両側面および正面壁に設けるよう配慮すること。
	[略]	
	3	かご内に椅子を設けるよう配慮すること。
E 快適性	1	かご内の車いす使用者の利用に配慮した操作ボタン等は、左右壁面中央付近に設置するよう配慮すること。
	2	かご内、乗降ロビーとも、十分な照度を確保するよう配慮すること。

	[略]	
C 安全安心	[略]	
	2	鏡は割れにくい鏡(ステンレス製または安全なガラス等)とし、鏡の下端は車椅子フットレストあたりまでとするよう配慮すること。
	3	籠に車椅子フットレストあたりを設置するよう配慮すること。
	[略]	
D 身体への負担軽減	1	手すりを籠の両側面および正面壁に設けるよう配慮すること。
	[略]	
	3	籠内に椅子を設けるよう配慮すること。
E 快適性	[削る]	
	1	籠内、乗降ロビーとも、十分な照度を確保するよう配慮すること。

7 特殊な構造の昇降機		
5つの原則	配慮指針	
A 公平性	1	階段付近にエレベーターが設置できない場合は、 <u>車いす用階段昇降機(斜行型段差解消機)</u> を設置するよう配慮すること。

7 特殊な構造の昇降機		
5つの原則	配慮指針	
A 公平性	1	階段付近にエレベーターが設置できない場合は、 <u>段差解消機</u> を設置するよう配慮すること。



	2	複数の移動手段を選択できるよう、エスカレーターは、エレベーターや階段と見通しよく配置するよう配慮すること。
B 分かりやすさ	[略]	
	3	大きくコントラストのあるサイン等を設けるなど誤って進入しないように配慮すること。
	[略]	
C 安全安心	[略]	
	3	乗降しやすいよう、エスカレーターの足下の明るさを確保するよう配慮すること。
	[略]	
D 身体への負担軽減	[略]	
	2	エスカレーターのくしはできるだけ薄くし、車いすのキャストが乗り越えやすくするよう配慮すること。
E 快適性	[略]	
	2	コンパクトに収納できる階段昇降機を設置するなど、階段の通行の妨げとならないよう配慮すること。

	2	複数の移動手段を選択できるよう、エスカレーターは、エレベーターや階段の見通しが良い位置に配置するよう配慮すること。
B 分かりやすさ	[略]	
	3	エスカレーターには、大きくコントラストのあるサイン等を設けるなど誤って逆方向に進入しないように配慮すること。
	[略]	
C 安全安心	[略]	
	3	乗降しやすいよう、エスカレーターの足元の明るさを確保するよう配慮すること。
	[略]	
D 身体への負担軽減	[略]	
	2	エスカレーターのくしはできるだけ薄くし、車椅子のキャストが乗り越えやすくするよう配慮すること。
E 快適性	[略]	
	2	コンパクトに収納できる段差昇降機を設置するなど、階段の通行の妨げとならないよう配慮すること。

8 便所/ベビーチェア・ベビーベッド・着替え設備・折りたたみベッド		
5つの原則	配慮指針	
A 公平性	[略]	
	2	便所内通路の幅員に

8 便所/ベビーチェア・ベビーベッド・着替え設備・折りたたみベッド		
5つの原則	配慮指針	
A 公平性	[略]	
	2	便所内通路の幅員や

		ゆとりを確保することで、 <u>一般便房も車いす</u> で利用できるよう配慮すること。			<u>戸の幅にゆとりを確保</u> することで、 <u>一般便房(広めのブース)</u> も <u>車椅子</u> で利用できるよう配慮すること。
	3	手洗器は、 <u>車いす</u> 使用者が使いやすいものと、立位で使いやすいものと、高さの異なる2種類を設置するよう配慮すること。		3	手洗器は、 <u>車椅子</u> 使用者が使いやすいものと、立位で使いやすいものと、高さの異なる2種類を設置するよう配慮すること。
	4	<u>洗浄ボタンは、センサー式と靴べら式等</u> を併用するよう配慮すること。		4	<u>センサー式洗浄ボタンの場合は、ボタン式</u> を併用するよう配慮すること。
	[新設]			5	<u>洗浄ボタンや紙巻器の位置は、JIS S 0026</u> に基づいたものになるよう配慮すること。
B 分かりやすさ	[略]		B 分かりやすさ	[略]	
	2	施設内の案内板や各所で、 <u>だれでもトイレ</u> への位置を表示し、誘導するよう配慮すること。		2	施設内の案内板や各所で、 <u>車椅子使用者用便房</u> への位置を表示し、誘導するよう配慮すること。
	3	複数の便所がある場合、 <u>男女別トイレの位置やトイレットペーパーの位置を決まった場所に固定</u> することで視覚障害者にも使いやすいよう配慮すること。		3	複数の便所がある場合、 <u>男女別トイレの位置を統一</u> することで視覚障害者にも使いやすいよう配慮すること。
	4	<u>だれでもトイレの各設備の配置の表示を行う</u> よう配慮すること。		4	<u>便所内部の配置を出入口付近に表示</u> するよう配慮すること。
C 安全安心	[略]		C 安全安心	[略]	
	3	緊急通報ボタンは、便		3	<u>車椅子使用者用便房</u>

		座に腰かけた状態で使用可能な位置と、床に転倒した際にも操作できる位置に設置するよう配慮すること。			の緊急通報ボタンは、便座に腰かけた状態で使用可能な位置と、床に転倒した際にも操作できる位置に設置するよう配慮すること。
	4	便所内に便房からも視認できる警報装置を設けるよう配慮すること。		4	便所内に便房からも視認できる <u>光警報装置(フラッシュライト等)</u> を設けるよう配慮すること。
	5	ベビーベッド等の柵は縦格子とし、隙間の幅は7cm以下とするよう配慮すること。		5	ベビーベッド等の柵がある場合、縦格子とし、隙間の幅は85mm以下とするよう配慮すること。
	[新設]			6	<u>手荷物棚またはフックに、人がぶつからないように、仮に当たっても怪我をしにくい丸みを帯びているものとするよう配慮すること。</u>
D 身体への負担軽減	[略]		D 身体への負担軽減	[略]	
	4	<u>ペーパーホルダーは、片手で紙が切れるものとするよう配慮すること。</u>		4	<u>紙巻器は、片手で紙が切れるものとするよう配慮すること。</u>
	[略]			[略]	
6	<u>おむつ交換台は、車いす使用者に配慮し、幅が広く、高さを車いす座面高さと同程度としたものを設けるよう配慮すること。</u>	6	<u>折りたたみベッド(大型ベッド)は、車椅子使用者に配慮し、幅が広く、高さを車椅子座面高さと同程度としたものを設けるよう配慮すること。</u>		
[新設]		7	<u>フックを設ける場合は高齢者等が使いや</u>		

	7	おむつ交換台の下部 または付近に荷物棚 を設けるよう配慮す ること。
	[新設]	

E 快適性	[略]	
	2	女性トイレ内部に男 児用小便器を設ける よう配慮すること。
	3	だれでもトイレのほ かに、ベビーカーと一 緒に入れるトイレを 設けるよう配慮する こと。
	4	だれでもトイレの手 洗い鏡前に、照明を設 置するよう配慮する こと。
	5	トイレの手洗い器に 子ども用の台を置く よう配慮すること。
	[新設]	

9 浴室等 / 更衣室・脱衣室		
5つの原則	配慮指針	
A 公平性	[略]	
	3	浴槽の周りに3方向 から介助できるスベ

		<u>すいよう低い位置に も設けるよう配慮す ること。</u>
	8	乳幼児用おむつ交換 台の下部または付近 に荷物棚を設けるよ う配慮すること。
	9	<u>手を離れたときに戸 を固定できるような ドアストッパーを設 けるよう配慮するこ と。</u>

E 快適性	[略]	
	2	小児用小便器を設け るよう配慮すること。
	3	車椅子使用者用便房 のほかに、ベビーカー と一緒に入れるトイレ を設けるよう配慮 すること。
	4	車椅子使用者用便房 の手洗い鏡前に、照明 を設置するよう配慮 すること。
	5	トイレに子ども用の 手洗い器を置くよう 配慮すること。
	6	<u>衣服のチェックがで きるよう、車椅子使用 者用便房には全身が 映る鏡を設けるよう 配慮すること。</u>

9 浴室等 / 更衣室・脱衣室		
5つの原則	配慮指針	
A 公平性	[略]	
	[削る]	

		<u>ースを確保するよう配慮すること。</u>
	4	<u>更衣室・脱衣室に補装具(義手義足など)を収納するための大きめのロッカーを設置するよう配慮すること。</u>
	5	<u>介助者が異性の場合を考慮し、男女兼用の更衣室・脱衣室を設けるよう配慮すること。</u>

[ 略 ]

D 身体への負担軽減	[ 略 ]	
	2	シャワー用車いすを用意するよう配慮すること。
	3	[ 略 ]
	[ 新設 ]	

E 快適性	1	車いす使用者が利用しやすいよう、浴槽は車いすで寄り付きやすい高さとするよう配慮すること。
	2	[ 略 ]
	[ 新設 ]	

10 宿泊施設の客室		
5つの原則	配慮指針	
A 公平性	1	洗面カウンター下部

		[ 削る ]
	3	<u>同伴者による介助等に配慮し、男女兼用の更衣室・脱衣室を設けるよう配慮すること。</u>

[ 略 ]

D 身体への負担軽減	[ 略 ]	
	2	シャワー用車椅子を用意するよう配慮すること。
	3	[ 略 ]
	4	<u>浴槽の周りに3方向から介助できるスペースを確保するよう配慮すること。</u>

E 快適性	1	車椅子使用者が利用しやすいよう、浴槽は車椅子で寄り付きやすい高さとするよう配慮すること。
	2	[ 略 ]
	3	<u>更衣室・脱衣室に補装具(義手義足など)を収納するための大きめのロッカーを設置するよう配慮すること。</u>

10 宿泊施設の客室		
5つの原則	配慮指針	
A 公平性	1	洗面カウンター下部

		に十分な高さの空間を確保し、 <u>車いす</u> でも利用しやすいように配慮すること。			に十分な高さの空間を確保し、 <u>車椅子</u> でも利用しやすいように配慮すること。
		[略]			[略]
	4	電話に代わる通信手段として、 <u>双方向ファックス</u> を設置するよう配慮すること。		4	<u>聴覚障害者が</u> 電話に代わる通信手段として、 <u>スマートフォン</u> 等を利用できるように <u>フリーWi-Fi</u> を設置するよう配慮すること。
	5	<u>オストメイト対応設備</u> を設置するよう配慮すること。		[削る]	
	6	<u>利用者</u> が使いやすい方を選択できるよう、設備機器やベッド等の位置が右利き用と左利き用の室を設けるよう配慮すること。		5	<u>車椅子使用者</u> が使いやすい方を選択できるよう、設備機器やベッド等の位置が右利き用と左利き用の室を設けるよう配慮すること。
	7	[略]		6	[略]
	8	<u>車いす</u> 利用者用客室以外の客室も、 <u>車いす</u> で利用できる空間とするよう配慮すること。		[削る]	
B 分かりやすさ	1	室名や部屋番号は、目線の高さで表示して近寄って見ることができ、 <u>図と地のコントラスト</u> をつける、点字や浮き彫り文字とするなど、わかりやすい表示とするよう配慮すること。	B 分かりやすさ	1	室名や部屋番号は、目線の高さで表示して近寄って見ることができ、 <u>高さ</u> （ <u>床から140cm程度</u> とし、 <u>図と地板の色</u> のコントラストをつける、点字や浮き彫り文字とするなど、わかりやすい表示とするよう配慮すること。
	2	入口付近の照明スイ		2	<u>客室出入口</u> 付近の照

		ツチをわかりやすく するよう配慮するこ と。			明スイッチをわかり やすくするよう配慮 すること。
		[新設]		3	客室内の各種スイッ チは操作しやすく、容 易に識別できるよう 配慮すること。
C 安全安 心		[略]			[略]
	2	[略]		2	[略]
		[新設]		3	室内に設けられた荷 物かけフックは、室内 での移動や動作に支 障のないよう配慮す ること。
		[新設]		4	緊急時の避難経路は 室内にわかりやすく 表示されるよう配慮 すること。
D 身体へ の負担軽減	1	出入口前後に車いす 回転スペース（直径 1.5m程度）を設けるよ う配慮すること。		1	出入口前後に車椅子 回転スペース（直径 1.5m程度）を設けるよ う配慮すること。
		[略]			[略]
	3	車いすから浴槽に乘 り移るための台を設 けるよう配慮するこ と。		3	車椅子から浴槽に乘 り移るための台を設 けるよう配慮するこ と。
		[略]			[略]
	7	ベッドサイドからト イレまでつながる手 すりを設けるよう配 慮すること。			[削る]
E 快適性	1	ベッドの下部は車い すのフットレストが 入る高さを空けるよ う配慮すること。		1	ベッドの下部は車椅 子のフットレストが 入る高さを空けるよ う配慮すること。
		[略]			[略]
	3	車いすでの利用に考 慮し、家具の下部に空		3	車椅子での利用に考 慮し、家具の下部に空

	間を確保するよう配慮すること。
	[ 略 ]
6	<u>室外に介助犬用の排泄場所を確保するよう配慮すること。</u>
7	<u>知的・発達・精神障害のある人が不安にならないよう、十分な明るさを確保するよう配慮すること。</u>
8	<u>プライベートな空間に相応しい室内照明であるとともに、安全にも配慮し照度を確保するよう配慮すること。</u>

	間を確保するよう配慮すること。
	[ 略 ]
6	<u>知的・発達・精神障害のある人が不安にならないよう、十分な明るさを確保するよう配慮すること。</u>
7	<u>プライベートな空間に相応しい室内照明であるとともに、安全にも配慮し照度を確保するよう配慮すること。</u>
8	<u>室外に介助犬用の排泄場所を確保するよう配慮すること。</u>

11 観覧席・客席	
5つの原則	配慮指針
A 公平性	[ 新設 ]
	1 <u>出入口から車いす対応の客席、ステージまでの経路をスロープとするよう配慮すること。</u>
	2 <u>車いす使用者同士がすれ違える通路幅を確保するよう配慮すること。</u>
	[ 新設 ]

11 観覧席・客席	
5つの原則	配慮指針
A 公平性	1 <u>車椅子使用者のための観覧席または客席を複数配置し、場内で位置を選択できるよう配慮すること。</u>
	2 <u>車椅子使用者のための観覧席または客席から舞台、楽屋間に、段のない経路を設けるよう配慮すること。</u>
	3 <u>車椅子使用者同士がすれ違える通路幅を確保するよう配慮すること。</u>
	4 <u>車椅子使用者は同伴者とともに複数の客</u>



	3	視覚障害者が座席番号を確認できるよう、 <u>いすの背</u> などに点字を表示する、 <u>入口付近で点字案内</u> などの工夫を行うよう配慮すること。
	4	[略]
	5	場内を暗くするときも手話通訳が読み取れるスポット照明を設けるよう配慮すること。
	6	[略]
	7	<u>子ども・赤ちゃんと一緒に観覧</u> できるよう <u>親子室</u> を設けるよう配慮すること。
	8	[略]
	9	音に敏感、または騒がしい環境では情報を聞き取れない知的・発達・精神障害のある人に配慮し、区画された部屋を設けるよう配慮すること。
[略]		
C 安全安心	1	<u>車いす使用者</u> 対応客席スペースに転倒防止のための手すり、ストッパー、キックプレートなどを設けるよう配慮すること。

		<u>席を選択</u> できるように <u>配置</u> するよう配慮すること。
	5	視覚障害者が座席番号を確認できるよう、 <u>椅子の背</u> などに点字を表示する、 <u>人的対応</u> などの工夫を行うよう配慮すること。
	6	[略]
	7	場内を暗くするときも必要に応じて手話通訳が読み取れるスポット照明を設けるよう配慮すること。
	8	[略]
	[削る]	
	9	[略]
	10	<u>乳幼児</u> を連れた利用者や、音に敏感、または騒がしい環境では情報を聞き取れない知的・発達・精神障害のある人に配慮し、区画された部屋( <u>センサールーム</u> 等)を設けるよう配慮すること。
[略]		
C 安全安心	1	<u>車椅子使用者</u> のための <u>観覧席</u> または客席に転倒防止のための手すり、ストッパー、キックプレートなどを設けるよう配慮すること。

	2	<u>車いす利用者対応客席スペース</u> に隣接して同伴者用座席を設置するよう配慮すること。
	3	安全に移動できるよう <u>足下灯</u> を設けるよう配慮すること。
	4	[略]
	[新設]	
D 身体への負担軽減	[略]	
	2	床仕上げのじゅうたんやカーペットは、 <u>車いす</u> の操作に支障がないよう毛足の長さに配慮すること。
	[略]	
	4	<u>舞台と客席、楽屋間は、車いす</u> で移動できるよう配慮すること。 (スロープ、段差解消機)
E 快適性	1	<u>車いす</u> 利用者が利用できる客席を複数とし、 <u>場内で位置</u> を選択できるよう配慮すること。
	2	どの席からも舞台やスクリーンを快適に鑑賞できるよう、客席の前後間隔や <u>こう配</u> を計画するよう配慮すること。

12 敷地内の通路		
5つの原則	配慮指針	
A 公平性	1	長い傾斜路を設置す

	2	<u>車椅子</u> 利用者のための <u>観覧席</u> または客席に隣接して同伴者用座席を設置するよう配慮すること。
	3	安全に移動できるよう <u>足元灯</u> を設けるよう配慮すること。
	4	[略]
	5	<u>緊急時の避難経路</u> はわかりやすく表示するよう配慮すること。
D 身体への負担軽減	[略]	
	2	床仕上げのじゅうたんやカーペットは、 <u>車椅子</u> の操作に支障がないよう毛足の長さに配慮すること。
	[略]	
	[削る]	
E 快適性	[削る]	
	1	どの席からも舞台やスクリーンを快適に鑑賞できるよう、客席の前後間隔や <u>勾配</u> を計画するよう配慮すること。

12 敷地内の通路		
5つの原則	配慮指針	
A 公平性	1	長い傾斜路を設置す

		る場合は、手動車いすをこぎ続ける負担が大きいため、昇降機等による移動も選択できるよう配慮すること。
		[略]
	5	案内板やモニュメントを設置する際、有効幅員を狭くしたり、連続誘導を妨げないよう配慮すること。
		[略]
[略]		
C 安全安心		[略]
	5	急な飛び出しの防止などのため、車路と歩行者通路間に植栽帯を設けるよう配慮すること。
		[略]
	7	交差したり、屈曲する通路は見通しをよくするよう配慮すること。
	8	視覚障害者誘導用ブロックは、壁や植栽帯から1m程度離して設置するよう配慮すること。
D 身体への負担軽減	1	仕上げ材料の目地幅は、できる限り小さくし、車いす使用者や視覚障害者の通行しやすさに配慮すること。
		[略]
	3	最小限の水こう配を

		る場合は、手動車椅子をこぎ続ける負担が大きいため、昇降機等による移動も選択できるよう配慮すること。
		[略]
	5	案内板やモニュメントを設置する際、有効幅員を狭めないよう、また視覚障害者誘導用ブロックによる連続誘導を妨げないよう配慮すること。
		[略]
[略]		
C 安全安心		[略]
	5	急な飛び出しの防止や車への不安解消のため、車路と歩行者通路間に植栽帯を設けるよう配慮すること。
		[略]
	7	交差する通路、屈曲する通路は見通しをよくするよう配慮すること。
	8	視覚障害者誘導用ブロックは、壁や植栽帯から60cm程度離して設置するよう配慮すること。
D 身体への負担軽減	1	仕上げ材料の目地幅は、できる限り小さくし、車椅子使用者や視覚障害者の通行しやすさに配慮すること。
		[略]
	3	最小限の水勾配を心

		心がけ、できる限り水平とするよう配慮すること。
	[略]	
[略]		

		がけ、できる限り水平とするよう配慮すること。
	[略]	
[略]		

13 駐車場		
5つの原則	配慮指針	
A 公平性	1	車いす利用者用駐車施設への不適切な利用がないように、他の駐車施設の配置や数についても配慮すること。
	2	車いす利用者用駐車施設に一般車両が駐車しない措置を講ずるよう配慮すること。
B 分かりやすさ	1	車いす利用者用駐車施設で、車室スペースをカラー舗装するよう配慮すること。
	[略]	
C 安全安心	[略]	
	4	建物の主な出入口部分に、安全に乗降できるよう車寄せを設置するよう配慮すること。
D 身体への負担軽減	1	ゆったりスペースをできるだけ多く設けるよう配慮すること。
E 快適性	[略]	
	3	[略]
	[新設]	

13 駐車場		
5つの原則	配慮指針	
A 公平性	1	車椅子利用者用駐車施設への不適切な利用がないように、他の駐車施設の配置や数についても配慮すること。
	2	車椅子利用者用駐車施設に一般車両が駐車しない措置を講ずるよう配慮すること。
B 分かりやすさ	1	車椅子利用者用駐車施設で、車室スペースをカラー舗装するよう配慮すること。
	[略]	
C 安全安心	[略]	
	4	建物の主な出入口部分に、安全に乗降できるよう車寄せ(車椅子利用者用駐停車スペース)を設置するよう配慮すること。
D 身体への負担軽減	1	ゆったりスペース(対象：高齢者、妊産婦、乳幼児連れ等)をできるだけ多く設けるよう配慮すること。
E 快適性	[略]	
	3	[略]
	4	雨天時において、車椅子使用者が快適に乗

--	--

	降するため、屋根を設けるよう配慮すること。
--	-----------------------

14 標識	
5つの原則	配慮指針
A 公平性	[略]
	2 幅広い年齢層や外国人にも直感的にわかるピクトグラム(絵文字)を活用するよう配慮すること。
	3 [略]
	[新設]
B 分かりやすさ	[略]
	4 色覚障害者にもわかりやすい色使いとするよう配慮すること。
	[略]
C 安全安心	1 吊り下げ型、突出型サインは衝突などに対する安全確保のため床からサイン下端まで十分な距離を確保するよう配慮すること。
D 身体への負担軽減	[略]
	2 近距離で見るサインは、車いす使用者や子ども等にも見ることができる高さを設定するよう配慮すること。

14 標識	
5つの原則	配慮指針
A 公平性	[略]
	2 幅広い年齢層や外国人にも直感的にわかるピクトグラムを活用するよう配慮すること。
	3 [略]
	4 初めての施設利用者にも直感的にわかりやすいよう、文字や記号が大きく太い書体や図を用いるよう配慮すること。
B 分かりやすさ	[略]
	4 色覚多様性のある人にもわかりやすい色使いとするよう配慮すること。
	[略]
C 安全安心	1 吊り下げ型、突出型サインは衝突などに対する安全確保のため床からサイン下端まで十分な距離(床から200cm以上)を確保するよう配慮すること。
D 身体への負担軽減	[略]
	2 近距離で見るサインは、車椅子使用者や子ども等にも見ることができる高さを設定するよう配慮すること。

E 快適性	1	逆光や反射グレア( <u>ぎらつき</u> )、光の反射などにより見にくくなる仕上げや標識設置位置、照明に配慮すること。
	[ 新設 ]	

E 快適性	1	逆光や反射グレア( <u>必要な照度が維持されていても、周囲との輝度対比で見えにくくなる現象</u> )、光の反射などにより見にくくなる仕上げや標識設置位置、照明に配慮すること。
	2	<u>標識( 案内図を含む。 )は進行方向に向かってわかりやすい位置に設けるよう配慮すること。</u>

15 案内設備		
5つの原則	配慮指針	
A 公平性	[ 略 ]	
	2	聴覚障害ではインターホンでは音声の聴き取りが <u>困難であるため、双方向性のモニター付きインターホンを設置するよう配慮すること。</u>
	[ 略 ]	
B 分かりやすさ	[ 略 ]	
	7	一建築物内に、複数の種類や大きさの便房( <u>車いす使用者用便房、だれでもトイレ、オストメイト用設備を備えた便房、ベビチェアやベビーベッドを備えた便房など</u> )、授乳およびおむつ替えのできる場所などがある場合は、当該便所出入口付近お

15 案内設備		
5つの原則	配慮指針	
A 公平性	[ 略 ]	
	2	インターホンでは音声の聴き取りが <u>困難な聴覚障害者のため、双方向性のモニター付きインターホンを設置するよう配慮すること。</u>
	[ 略 ]	
B 分かりやすさ	[ 略 ]	
	7	一建築物内に、複数の種類や大きさの便房( <u>車椅子使用者用便房、オストメイト用設備を備えた便房、ベビチェアやベビーベッドを備えた便房など</u> )、授乳およびおむつ替えのできる場所などがある場合は、当該便所出入口付近および、館内案内板等に

		よび、館内案内板等にて、便房の大きさや機能を表示するなどして、利用できる便房や設備がどこにあるかがわかるような表示を行うよう配慮すること。
		[略]
	9	[略]
		[新設]
C 安全安心	1	各フロアに案内板を設けるよう配慮すること。
		[略]
D 身体への負担軽減	1	<u>ディスプレイ画面での案内表示は、近寄って見ることができるように取り付ける位置に配慮すること。</u>
		[新設]
		[略]

16 案内設備までの経路
[略]

17 公共的通路		
5つの原則	配慮指針	
	[略]	
D 身体へ	1	[略]

		て、便房の大きさや機能を表示するなどして、利用できる便房や設備がどこにあるかがわかるような表示を行うよう配慮すること。
		[略]
	9	[略]
	10	<u>点字等による案内板の場所がわかるよう、音声による案内設備を設けるよう配慮すること。</u>
C 安全安心	1	各フロアに案内板・ <u>点字等による案内設備</u> を設けるよう配慮すること。
		[略]
D 身体への負担軽減	1	案内板は、近寄って見ることができるように取り付ける位置に配慮すること。
	2	案内板には、 <u>車椅子使用者が利用できる経路と利用できない経路を示すよう配慮すること。</u>
		[略]

16 案内設備までの経路
[略]

17 公共的通路		
5つの原則	配慮指針	
	[略]	
D 身体へ	1	[略]

の負担軽減	2	公共的通路はできるだけ直線を主体とした線形で整備し、 <u>原則としては整備基準の適用が除外されている広場部分のうち、回遊性を有する通路状部分にも公共的通路等との連続性を確保しつつ視覚障害者用誘導用ブロックを設置するよう配慮すること。</u>
	[ 新設 ]	
E 快適性	[ 略 ]	
	2	<u>ゆとりある公共的通路として、床から十分な高さの歩行者空間を確保するよう配慮すること。</u>

18 洗面所		
5つの原則	配慮指針	
A 公平性	1	洗面台は車いす使用者に使いやすいものと、立位で使いやすいものと、高さの異なる2種類を設けるよう配慮すること。
	2	子どもも利用できる高さの低い洗面台も

の負担軽減	2	公共的通路はできるだけ直線を主体とした線形で整備するよう <u>配慮すること。</u>
	3	<u>整備基準の適用が除外されている広場部分のうち、回遊性を有する通路状部分にも、公共的通路等との連続性を確保しつつ視覚障害者用誘導用ブロックを設置するよう配慮すること。</u>
E 快適性	[ 略 ]	
	[ 削る ]	

18 洗面所		
5つの原則	配慮指針	
A 公平性	1	洗面台は車椅子使用者に使いやすいものと、立位で使いやすいものと、高さの異なる2種類を設けるよう配慮すること。
	2	子どもも利用できる高さが低く、吐水口ま



		設置するよう配慮すること。
B 分かりやすさ	[ 略 ]	
	2	冷温水の区分などを、色、点字による表示を行うよう配慮すること。
C 安全安心	1	洗面台の背後に十分なスペースを設けることで、 <u>通行者との接触事故などが発生しないよう</u> 配慮すること。
D 身体への負担軽減	1	<u>幼児が使うための踏み台を設けるよう</u> 配慮すること。
	2	[ 略 ]
E 快適性	1	洗面台の手すりは、 <u>車いすでの利用の邪魔にならないよう</u> 支柱を設けず左右の壁に取り付けるよう配慮すること。
	2	洗面に荷物を置いたり杖を <u>立てて置いたり</u> できる設備を設けるよう配慮すること。

		で手が届きやすい洗面台を <u>設置するよう</u> 配慮すること。
B 分かりやすさ	[ 略 ]	
	2	冷温水の区分などについて、色、点字による表示を行うよう配慮すること。
C 安全安心	1	洗面台の背後に十分なスペースを設けることで、 <u>通行者とぶつからないよう</u> 配慮すること。
D 身体への負担軽減	[ 削る ]	
	1	[ 略 ]
E 快適性	1	洗面台の手すりは、 <u>車椅子での利用の邪魔にならないよう</u> 、支柱を設けず左右の壁または洗面カウンターに取り付けるよう配慮すること。
	2	洗面台に荷物を置いたり杖を <u>立てかけたり</u> できる設備を設けるよう配慮すること。

19 屋上・バルコニー		
5つの原則	配慮指針	
A 公平性	1	車いす使用者、杖使用者の通行に支障のない排水溝を設けるよう配慮すること。
[ 略 ]		
C 安全安心	1	[ 略 ]
	[ 新設 ]	

19 屋上・バルコニー		
5つの原則	配慮指針	
A 公平性	1	車椅子使用者、杖使用者の通行に支障のない排水溝を設けるよう配慮すること。
[ 略 ]		
C 安全安心	1	[ 略 ]
	2	手すり子の間隔は子

[ 略 ]	

20 カウンター	
5つの原則	配慮指針
A 公平性	[ 略 ]
	7 子ども、高齢者、車いす使用者等が選択できるよう、異なる高さのカウンターを設置するよう配慮すること。
[ 略 ]	
C 安全安心	[ 略 ]
	2 カウンターの背後に十分なスペースを設けることで、通行者との接触事故などが発生しないよう配慮すること。
D 身体への負担軽減	1 カウンター前面に車いす使用者が回転できる十分なスペースを確保するよう配慮すること。
	2 杖等を立てかける場所を設置するよう配慮すること。
	3 [ 略 ]
E 快適性	1 [ 略 ]
	[ 新設 ]

21 公衆電話
---------

	<u>どもの出入りができない幅になるよう配慮すること。</u>
[ 略 ]	

20 カウンター	
5つの原則	配慮指針
A 公平性	[ 略 ]
	7 子ども、高齢者、車椅子使用者等が選択できるよう、異なる高さのカウンターを設置するよう配慮すること。
[ 略 ]	
C 安全安心	[ 略 ]
	2 カウンターの背後に十分なスペースを設けることで、通行者とぶつからないよう配慮すること。
D 身体への負担軽減	1 カウンター前面に車椅子使用者が回転できる十分なスペースを確保するよう配慮すること。
	[ 削る ]
	2 [ 略 ]
E 快適性	1 [ 略 ]
	2 <u>カウンターに荷物を置いたり杖を立てかけたりできる設備を設けるよう配慮すること。</u>

21 公衆電話
---------

5つの原則		配慮指針	
A 公平性	1	<u>聴覚障害者用ダイヤル、聴覚障害者用音量増幅装置付電話器、および上肢の巧緻障害用プッシュホン式等の電話機を設置するよう配慮すること。</u>	
	2	<u>聴覚障害者、言語障害者のためのファクシミリを設置するよう配慮すること。</u>	
[ 略 ]			
D 身体への負担軽減	[ 略 ]		
	2	カウンターに溝を設け、立ち上がるときや車いすで寄り付くときなどに手を掛けることができるように配慮すること。	
[ 略 ]			
E 快適性	[ 略 ]		
	3	[ 略 ]	
	[ 新設 ]		

22 自動販売機・水飲み器			
5つの原則		配慮指針	
A 公平性	1	各種チケットの券売機、自動販売機の金銭投入口や選択ボタン、呼び出しボタンなどは、車いす使用者や子どもなどが利用できる高さや形態とするよう配慮すること。	
	[ 略 ]		

5つの原則		配慮指針	
A 公平性	1	<u>だれもがわかりやすい案内を設けるよう配慮すること。</u>	
	[ 削る ]		
[ 略 ]			
D 身体への負担軽減	[ 略 ]		
	2	カウンターに溝を設け、立ち上がるときや車椅子で寄り付くときなどに手を掛けることができるように配慮すること。	
[ 略 ]			
E 快適性	[ 略 ]		
	3	[ 略 ]	
	4	<u>携帯電話やパソコンを充電するためのコンセントを設けるよう配慮すること。</u>	

22 自動販売機・水飲み器			
5つの原則		配慮指針	
A 公平性	1	各種チケットの券売機、自動販売機の金銭投入口や選択ボタン、呼び出しボタンなどは、車椅子使用者や子どもなどが利用できる高さや形態とするよう配慮すること。	
	[ 略 ]		

	5	水飲み器は立位用と車いす使用者用の2種類の高さを用意するよう配慮すること。
B 分かりやすさ	1	自動販売機の操作ボタンなどを、鮮やかな色彩とする、周囲とコントラストをつけるなどして、操作しやすいよう配慮すること。
[ 略 ]		
D 身体への負担軽減	[ 略 ]	
	2	杖を立てかける場所、フックまたはいすを設置するよう配慮すること。
[ 略 ]		

23 コンセント・スイッチ
[ 略 ]

24 緊急時の設備・施設		
5つの原則	配慮指針	
A 公平性	1	非常時、緊急時における視覚障害者の避難、誘導案内などを、施設の実態に応じて、点字案内や声の案内(テープ)などで用意するよう配慮すること。
[ 略 ]		
C 安全安心	[ 略 ]	
	5	車いす使用者等、階段を利用して避難することが難しいため、安全な救助を待つための一時避難所を設け、インターホンを設置

	5	水飲み器は立位用と車椅子使用者用の2種類の高さを用意するよう配慮すること。
B 分かりやすさ	1	自動販売機の操作ボタンなどを、鮮やかな色彩とし、周囲とコントラストをつけるなどして、操作しやすいよう配慮すること。
[ 略 ]		
D 身体への負担軽減	[ 略 ]	
	2	杖を立てかける場所、フックまたは椅子を設置するよう配慮すること。
[ 略 ]		

23 コンセント・スイッチ
[ 略 ]

24 緊急時の設備・施設		
5つの原則	配慮指針	
A 公平性	1	非常時、緊急時における視覚障害者、聴覚障害者の避難、誘導案内などを、施設の実態に応じて、文字・点字案内や音声案内などで用意するよう配慮すること。
[ 略 ]		
C 安全安心	[ 略 ]	
	5	車椅子使用者等、階段を利用して避難することが難しいため、安全な救助を待つための一時避難所を設け、インターホンを設置

		するよう配慮すること。
[ 略 ]		
E 快適性	[ 新設 ]	

		するよう配慮すること。
[ 略 ]		
E 快適性	1	<u>一時待機スペースに行くまで、安心して移動できるようにわかりやすい表示などの配慮すること。</u>

25 手すり		
5つの原則	配慮指針	
[ 略 ]		
D 身体への負担軽減	[ 略 ]	
	3	手すりの連続性を保つため、ベンチ、案内板、プリンター、自動販売機、消火器等障害物と成り得る設備や備品の位置を設計段階からあらかじめ計画するよう配慮すること。
	4	廊下の両側に連続して設置し、柱型の突出部分についても手すりを <u>まわす</u> よう配慮すること。
[ 略 ]		
E 快適性	[ 略 ]	
	2	金属製の手すりは、夏季は熱く、冬季は冷たくなり、高齢者、視覚障害者、肢体不自由者等、手すりを頼りに移動する人の支障となるため、気温が低い場合でも冷たさを感じにくい材質とするよう配慮すること。

25 手すり		
5つの原則	配慮指針	
[ 略 ]		
D 身体への負担軽減	[ 略 ]	
	3	手すりの連続性を保つため、ベンチ、案内板、プリンター、自動販売機、消火器等、 <u>移動の障害物</u> と成り得る設備や備品の位置を設計段階からあらかじめ計画するよう配慮すること。
	4	廊下の両側に連続して設置し、柱型の突出部分についても手すりを <u>設置する</u> よう配慮すること。
[ 略 ]		
E 快適性	[ 略 ]	
	2	金属製の手すりは、夏季は熱く、冬季は冷たくなり、高齢者、視覚障害者、肢体不自由者等、手すりを頼りに移動する人の支障となるため、気温が高い場合でも暑さを感じにくく、低い場合でも冷たさを感じにくい材

	3	手すりおよび手すりの支持で静電気が発生しにくい材質とするよう配慮すること。		3	手すりおよび手すりの支持部材は、静電気が発生しにくい材質とするよう配慮すること。